【平成19年6月27日法律第102号改正後】

第四節　監督

（廃業等の届出等）

第六十六条の十九　金融商品仲介業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　金融商品仲介業を廃止したとき（分割により事業（金融商品仲介業に係るものに限る。以下この号において同じ。）の全部を承継させたとき、又は事業の全部を譲渡したときを含む。）　その金融商品仲介業を廃止し、又は承継をさせ、若しくは譲渡をした個人又は法人

二　金融商品仲介業者である個人が死亡したとき　その相続人

三　金融商品仲介業者である法人が合併により消滅したとき　その法人を代表する役員であつた者

四　金融商品仲介業者である法人について破産手続開始の決定があつたとき　その破産管財人

五　金融商品仲介業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき　その清算人

２　金融商品仲介業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき、所属金融商品取引業者等がなくなつたとき、又は第二十九条の登録（当該登録を受けた金融商品取引業者が第一種金融商品取引業を行うものに限る。）を受けたときは、当該金融商品仲介業者の第六十六条の登録は、その効力を失う。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

第四節　監督

（廃業等の届出等）

第六十六条の十九　金融商品仲介業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　金融商品仲介業を廃止したとき（分割により事業（金融商品仲介業に係るものに限る。以下この号において同じ。）の全部を承継させたとき、又は事業の全部を譲渡したときを含む。）　その金融商品仲介業を廃止し、又は承継をさせ、若しくは譲渡をした個人又は法人

二　金融商品仲介業者である個人が死亡したとき　その相続人

三　金融商品仲介業者である法人が合併により消滅したとき　その法人を代表する役員であつた者

四　金融商品仲介業者である法人について破産手続開始の決定があつたとき　その破産管財人

五　金融商品仲介業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき　その清算人

２　金融商品仲介業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき、所属金融商品取引業者等がなくなつたとき、又は第二十九条の登録（当該登録を受けた金融商品取引業者が第一種金融商品取引業を行うものに限る。）を受けたときは、当該金融商品仲介業者の第六十六条の登録は、その効力を失う。

（改正前）

第四節　監督

（新設）

第六十六条の十七　証券仲介業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　証券仲介業を廃止したとき（分割により事業（証券仲介業に係るものに限る。以下この号において同じ。）の全部を承継させたとき、又は事業の全部を譲渡したときを含む。）。　その個人又は法人

二　個人が死亡したとき。　その相続人

三　法人が合併により消滅したとき。　その法人を代表する役員であつた者

四　法人について破産手続開始の決定があつたとき。　その破産管財人

五　法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。　その清算人

②　証券仲介業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき、所属証券会社等がなくなつたとき、又は第二十八条の登録若しくは外国証券業者に関する法律第三条第一項の登録を受けたときは、当該証券仲介業者の第六十六条の二の登録は、その効力を失う。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】

（改正後）

第四節　監督

第六十六条の十七　証券仲介業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　証券仲介業を廃止したとき（分割により事業（証券仲介業に係るものに限る。以下この号において同じ。）の全部を承継させたとき、又は事業の全部を譲渡したときを含む。）。　その個人又は法人

二　個人が死亡したとき。　その相続人

三　法人が合併により消滅したとき。　その法人を代表する役員であつた者

四　法人について破産手続開始の決定があつたとき。　その破産管財人

五　法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。　その清算人

②　証券仲介業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき、所属証券会社等がなくなつたとき、又は第二十八条の登録若しくは外国証券業者に関する法律第三条第一項の登録を受けたときは、当該証券仲介業者の第六十六条の二の登録は、その効力を失う。

（改正前）

第四節　監督

第六十六条の十七　証券仲介業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　証券仲介業を廃止したとき（分割により証券仲介業の営業の全部を承継させたとき、又は証券仲介業の営業の全部を譲渡したときを含む。）。　その個人又は法人

二　個人が死亡したとき。　その相続人

三　法人が合併により消滅したとき。　その法人を代表する役員であつた者

四　法人について破産手続開始の決定があつたとき。　その破産管財人

五　法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。　その清算人

②　証券仲介業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき、所属証券会社等がなくなつたとき、又は第二十八条の登録若しくは外国証券業者に関する法律第三条第一項の登録を受けたときは、当該証券仲介業者の第六十六条の二の登録は、その効力を失う。

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】

（改正後）

第四節　監督

第六十六条の十七　証券仲介業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　証券仲介業を廃止したとき（分割により証券仲介業の営業の全部を承継させたとき、又は証券仲介業の営業の全部を譲渡したときを含む。）。　その個人又は法人

二　個人が死亡したとき。　その相続人

三　法人が合併により消滅したとき。　その法人を代表する役員であつた者

四　法人について破産手続開始の決定があつたとき。　その破産管財人

五　法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。　その清算人

②　証券仲介業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき、所属証券会社等がなくなつたとき、又は第二十八条の登録若しくは外国証券業者に関する法律第三条第一項の登録を受けたときは、当該証券仲介業者の第六十六条の二の登録は、その効力を失う。

（改正前）

第四節　監督

第六十六条の十七　証券仲介業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　証券仲介業を廃止したとき（分割により証券仲介業の営業の全部を承継させたとき、又は証券仲介業の営業の全部を譲渡したときを含む。）。　その個人又は法人

二　個人が死亡したとき。　その相続人

三　法人が合併により消滅したとき。　その法人を代表する役員であつた者

四　法人が破産したとき。　その破産管財人

五　法人が合併及び破産以外の理由により解散したとき。　その清算人

②　証券仲介業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき、所属証券会社等がなくなつたとき、又は第二十八条の登録若しくは外国証券業者に関する法律第三条第一項の登録を受けたときは、当該証券仲介業者の第六十六条の二の登録は、その効力を失う。

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】

（改正後）

第四節　監督

第六十六条の十七　証券仲介業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　証券仲介業を廃止したとき（分割により証券仲介業の営業の全部を承継させたとき、又は証券仲介業の営業の全部を譲渡したときを含む。）。　その個人又は法人

二　個人が死亡したとき。　その相続人

三　法人が合併により消滅したとき。　その法人を代表する役員であつた者

四　法人が破産したとき。　その破産管財人

五　法人が合併及び破産以外の理由により解散したとき。　その清算人

②　証券仲介業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき、所属証券会社等がなくなつたとき、又は第二十八条の登録若しくは外国証券業者に関する法律第三条第一項の登録を受けたときは、当該証券仲介業者の第六十六条の二の登録は、その効力を失う。

（改正前）

（新設）